

令和7年度 国県道整備単独事業（主）浜松環状線（西ヶ崎工区）鉄道高架化
及び（中郡・笠井工区）費用便益分析業務 特記仕様書

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、浜松市が実施する「令和7年度 国県道整備単独事業（主）浜松環状線（西ヶ崎工区）鉄道高架化及び（中郡・笠井工区）費用便益分析業務（以下、「本業務」という）に適用する。

本業務は、契約書、設計図書、浜松市土木工事関連業務共通仕様書及び本特記仕様書に基づき実施する。

（業務範囲）

第2条 本業務の範囲は、別添『委託箇所図』に記載した静岡県浜松市中央区西ヶ崎町地内外を対象とする。

（管理技術者及び技術者）

第3条 技術者については以下を満たすものとする。

1. 受注者は、管理技術者ならびにその他の技術者をもって、秩序正しい業務を行わせ、業務の進捗を図るとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は以下に示す（ア）及び（イ）を満たす者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
（ア）技術士（建設部門：「鉄道または道路」、総合技術監理部門：「建設-鉄道または道路」）又はRCCM（「鉄道または道路」）
（イ）費用便益業務の管理技術者又は担当技術者の経験を有す。

（業務の目的）

第4条 本業務は、事業採択から5年が経過する（主）浜松環状線（中郡・笠井工区）の道路改良を実施するにあたり、社会的、経済的な側面から事業継続の妥当性を判断するために費用便益分析を行い、再評価実施に向けた資料を作成することを目的とする。

併せて、（主）浜松環状線（西ヶ崎工区）鉄道高架化においては、鉄道高架化に係る費用便益分析に必要な新規事業採択時評価実施に向けた資料を作成することを目的とする。

（業務の内容）

第5条 本業務の内容は次のとおりである。

1. 業務計画

業務を実施するにあたり、業務の目的、内容を十分把握した上で、手順や方

法、実施体制、工程等の全体計画を検討し、業務計画書を作成し提出する。

2. 交通量推計

H27 センサスペースの交通量配分データ（H27 現況、R22 将来）を基に、下表の将来交通量推計を行う。なお、精度向上のため現況再現（H27）を確認し、必要に応じてゾーニングやネットワーク条件を見直すなど、現況の再現性を高めることとする。交通量配分データが最新のものに更新された際は、最新のものを使用すること。

検討ケース	予測年次	(主) 浜松環状線 (西ヶ崎工区) 鉄道 高架化 (中郡・笠井工区)	備考
現況再現	H27	整備なし	
将来ケース 1	R22	整備あり	
将来ケース 2	R22	整備なし	

3. 費用便益分析

事業効果について、最新の費用便益分析マニュアル（令和 7 年 2 月）、費用便益分析マニュアル＜連続立体交差事業編＞（令和 7 年 2 月）に基づき、「走行時間短縮」、「走行経費減少」、「交通事故減少」の 3 項目について便益を算出するとともに、費用対効果（B/C）を算出する。なお、費用対効果（B/C）の算定に必要な事業費については、委託者より提供する。

4. 事業評価委員会資料作成

浜松市公共事業評価実施要綱に基づき、公共事業評価委員に諮るための資料作成を行う。（委員会は令和 7 年 11 月上旬開催予定）

5. 報告書作成

整理・取りまとめた結果について報告書を作成する。

※工区ごとに費用便益分析結果を整理し取りまとめる。

（打合せ協議）

第 6 条 発注者及び受託者は、下記のとおり打合せ協議を実施するものとする。

- ・業務着手時
- ・中間時（2 回）
- ・業務終了時

(業務の指示及び監督)

第7条 受託者は、業務を実施するにあたり発注者と常に綿密な連携をとり、その指示及び監督を受けるものとする。

(貸与資料等)

第8条 業務に必要な資料は受託者が収集すると共に、浜松市が所有する資料を必要とする場合は、これを貸与するものとする。ただし、他への転貸及び転用を禁止すると共に、業務完了時にはすべてを返却するものとする。

貸与する資料は以下の通りとする。

- ・センサスペースの交通量配分データ (H27 現況、R22 将来)
- ・踏切交通量等調査資料
- ・令和4年度、令和5年度、令和6年度国県道整備単独事業
(主) 浜松環状線(西ヶ崎工区) 鉄道高架化概略設計業務委託
(令和6年度分は履行期間中)
- ・平成30年度市単独国県道整備事業(主) 浜松環状線費用便益分析業務
- ・その他必要な資料

(仕様図書及び設計基準)

第9条 本業務に使用する図書は、「共通仕様書」第1201条に基づき最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(成果品)

第10条 成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書(A4版製本) 2部(報告書の取りまとめは各路線とする。)
- ・電子成果品 2部
- ・その他作成した資料 1式

※データ形式はWord2010、PDF、ドキュワークスとする。

(疑義)

第11条 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者・受託者双方の協議により取り決めるものとする。

(その他)

第12条 本仕様書に記載なき事項、又は疑義が生じた場合は、担当監督員と十分に調整の上、定めるものとする。